

改正

平成20年3月27日訓令第7号

只見町日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく障害者及び障害児等（以下「障がい者等」という。）の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 日中一時支援事業（以下「事業」という。）の対象者は、町内に居住地を有する障がい者等とし、一時的に見守り等の支援が必要と只見町長（以下「町長」という。）が認めた者とする。

(申請)

第3条 事業を利用しようとする障がい者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、障がい者等を現に保護するものをいう。）（以下「申請者」という。）は、只見町日中一時支援事業利用申請書（別記第1号様式）を町長に提出するものとする。

(決定)

第4条 町長は、前条に規定する申請を受理したときはその内容を審査し、利用の可否を只見町日中一時支援事業利用決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 前条の規定により利用の決定を受けた障がい者等又はその保護者（以下「利用者等」という。）は、第3条に規定する申請の内容に変更が生じたときは只見町日中一時支援事業利用変更届（別記第3号様式）を町長に提出するものとする。

(決定の取消)

第6条 町長は、利用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条に規定する決定を取り消すことができる。

- (1) 障がい者等が第2条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 障がい者等が死亡したとき。
- (3) その他利用申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを行うときは、只見町日中一時支援事業利用取消通知書（別

記第4号様式)により利用者等に通知するものとする。

(事業の委託)

第7条 町長は、この要綱の目的を達成するため、事業を障がい者等の福祉に熱意のあるものに委託することができる。

(委託を受けた者の責務)

第8条 前条の規定により委託を受けた者は、この要綱の趣旨を常に念頭に置き事業を実施するとともに、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(障がい者の自己負担金の納付方法)

第9条 障がい者等がサービスを利用した際に発生した自己負担金は只見町に納めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日訓令第7号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

只見町日中一時支援事業利用申請書

只見町長

申請者 住 所

申請者 氏 名

サービス利用者との続柄

㊟

只見町日中一時支援事業実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

サービス利用者	ふりがな		生年月日	年 月 日	
	氏 名				
	居 住 地		電話番号		
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神保健福 祉手帳番号	

他のサービス利用の状況	障害福祉サービス	障害程度区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
申請する支援の内容及びサービス受給における要望事項	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 ()・要介護 1 2 3 4 5	
		利用中のサービスの種類と内容等				

只見町日中一時支援事業利用決定（却下）通知書
様

只見町長

印

只見町日中一時支援事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり通知します。
記

1 決定

決定者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地		電話番号	
費用負担				

支援の内容	
-------	--

注意事項	<p>1 事業を利用する際は、この通知書を委託事業者に提示してください。</p> <p>2 記載事項等に変更があったときには、只見町長にその旨を届出てください。</p>
------	--

2 却下

却下理由	
------	--

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に只見町長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、只見町長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に只見町を被告として（訴訟において只見町を代表する者は只見町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

只見町日中一時支援事業利用変更届

只見町長

只見町日中一時支援事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり届け出します。

記

利用者等	ふりがな				生年月日	年 月 日
	氏名					
	居住地				電話番号	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号		

変更事項	変更前	変更後
氏名等		
居住地		
その他		
変更年月日		

只見町日中一時支援事業利用取消通知書

様

只見町長

印

只見町日中一時支援事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

利用者等	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地		電話番号	
取消年月日				
取消理由				

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に只見町長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、只見町長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に只見町を被告として（訴訟において只見町を代表する者は只見町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。